

## 遠軽町公告 5 号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）により町有財産を売り払う。

令和 5 年 3 月 1 4 日

遠軽町長 佐々木 修 一

### 1 入札に付する物件

物件 番号	所在地番	種別	面積	予定価格 (最低売却価格)	入 札 保証金
1	紋別郡遠軽町瀬戸瀬東町 1 2 4 番地 1 の一部	土地	7,250.00 m <sup>2</sup>	11,470,000 円	入札しよう とする金額 の 100 分 の 5 以上
		建物	1,402.89 m <sup>2</sup> (未登記)	8,365,000 円	

※ 物件の詳細については、別紙仕様書による。

※ 予定価格（最低売却価格）は消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含む。

### 2 入札参加資格

入札の参加資格者は、買受後当該物件を使用できる個人又は法人とする。

また、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項に規定する者（未成年、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）
- (2) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者
- (3) 町が行う指名競争入札に関する指名を停止されている者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号及び第 6 号に該当する団体及び構成員
- (5) 町税を滞納している者
- (6) 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 8 条の 3 第 1 項に規定する公有財産に関する事務に従事する本町の職員

### 3 入札心得書、契約条項その他関係書類を示す場所

- (1) 紋別郡遠軽町 1 条通北 3 丁目 1 番地 1 遠軽町役場 総務部情報管財課
- (2) 遠軽町ホームページ <http://engaru.jp>

### 4 入札期間及び場所

- (1) 入札期間 令和5年3月14日(火)から令和5年3月28日(火)まで  
(土日・休日を除く)午前9時00分～午後5時00分
- (2) 入札場所 遠軽町役場総務部情報管財課(紋別郡遠軽町1条通北3丁目1番地1)
- (3) 入札方法 必要書類を持参又は郵送(郵送の場合は配達記録郵便又は書留郵便とし  
期間内必着とする。)
- (4) 代理人が入札に参加する場合や、物件の引渡しを受ける場合は委任状の提出を要する。
- (5) 参加申込に必要な書類
  - ア 入札参加者が個人の場合
    - (ア) 入札参加申込書(様式第1号)
    - (イ) 運転免許証、保険証等身分証明書の写し
    - (ウ) 委任状(代理人が入札に参加する場合)
    - (エ) 入札書(入札金額を記載し、押印のうえ封入)
    - (オ) 町が発行する納税証明書(未納のない事を証するもの)
  - イ 入札参加者が法人の場合
    - (ア) 入札参加申込書(様式第1号)
    - (イ) 登記簿謄本又は登記事項証明書の写し
    - (ウ) 委任状(代理人が入札に参加する場合)
    - (エ) 入札書(入札金額を記載し、押印のうえ封入)
    - (オ) 町が発行する納税証明書(未納のない事を証するもの)

※入札参加者が個人又は法人いずれの場合であっても、公的機関が発行する証明書等を添付する場合は、発行の日から3か月以内のものとする。
- (6) 入札保証金 入札者は、入札しようとする金額(消費税等相当額を含んだ額)の100分の5に相当する額以上を納付するものとする。
- (7) その他 入札に要する費用は全て入札参加者の負担とする。

## 5 入札書記載金額

入札書には、住所、氏名、(法人の場合は、所在地、その名称及び代表者氏名)を記載のうえ、押印するものとする。

また、金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」または「金」を記入するものとする。

## 6 開札日時及び場所

- (1) 日時 令和5年3月29日(水)午前10時
- (2) 場所 遠軽町役場 3階 大会議室

## 7 契約書作成の要否及び代金の支払方法

- (1) 契約書の作成 要する。
- (2) 売払代金の支払い方法  
売払代金は、次の方法により指定期限までに一括納付するものとする。この場合、

納付に係る費用は落札者の負担とする。

ア 遠軽町の所定の納入通知書による納付

イ 遠軽町の会計管理者へ直接の振り込みによる納付

ウ 現金を直接持参することによる納付。

(3) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する額以上を納付するものとする。

## 8 その他特記事項

(1) 物件の見学は、希望者と調整する。

(2) この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、遠軽町議会の議決を要する事件とされていますので、落札者を決定した場合は仮契約を締結し、遠軽町議会の議決を得たときは本契約を締結します。

(3) 売払代金納付を確認後、遠軽町が指定する日時、場所において、現状有姿のまま直接落札者に引き渡すものとし、売払代金納付後に発生した損害は落札者が負うものとする。なお、引き渡し時期については、地籍測量・分筆登記並びに一部解体工事完了後とする。

(4) 落札者は売払代金納付後、物件に隠れた瑕疵のあることを発見しても、売払代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできないものとする。

(5) 建物は未登記建物であり、建物の表題・保存登記については遠軽町で行わないので、必要がある場合には、落札者が自らの費用で行うものとする。

(6) 地積及び面積が本件物件と相違することがあった場合、双方とも何ら異議申し立てないものとし、かつ売買代金の増減精算を行わないものとする。

(7) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(8) その他必要な事項については「入札案内書」に示すとおりとする。